

11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力し、毎年11月を「ねんきん月間」とし、みなさんの公的年金制度の理解を深めるための取組を行っています。

「ねんきんネット」を利用すると、自身の年金記録を確認でき、この記録を基に将来の年金受給見込額を試算できます。ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用ください。

詳しくは、ホームページで確認するか、年金事務所にお問合わせください。

問 千葉年金事務所

☎043(242)6320

日本年金機構ホームページ

「ねんきんネット」はこちら



国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法と地方税法で、社会保険料控

除としてその年の課税所得から控除されています。

令和4年分の控除の対象となるのは、令和4年(1月1日～12月31日)の期間中に納めた、過年度分や追納した保険料も含めた全額が控除の対象です。

なお、家族(配偶者や子ども)の負担すべき国民年金保険料を代わりに納めている場合は、その保険料も含め控除が受けられません。

●社会保険料控除を受けるためには

令和4年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を納めたことを証明する書類の添付が必要となります。

日本年金機構から、「社会保険料(国民年金保険料)控除

証明書」が対象者に送付されますので、お手元に届きましたら、年末調整や確定申告の時期まで大事に保管してください。

証明書の発送時期

- ・1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付された方：10月下旬～11月上旬
- ・10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付された方(1月1日～9月30日の間に納付された方を除く)：令和5年2月上旬

●保険料は忘れずに納めましょう

国民年金制度は、税法上だけでなく、老後や不慮の事故などの際にも心強い味方となる制度です。そのためにも保険料は忘れずに納めましょう。

問 ねんきん加入者ダイヤル

☎0570(003)004

※050から始まる電話でおかけになる場合

☎03(6630)2525

証明書コンビニ交付サービスのご案内

マイナンバーカードを使っ

たコンビニ交付では、手数料が役場窓口より1000円安く証明書が取得できます。

対象 町内に住民登録のあるマイナンバーカードの取得者

証明書取得に必要なもの

- ・有効な「利用者用電子証明書」が格納されたマイナンバーカード
- ・4桁の暗証番号
- ※暗証番号を3回間違えて入力すると、ロックがかかりますのでご注意ください。

取得できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書(※現年度分のみ)

交付手数料

1通 200円

利用可能時間

午前6時30分～午後11時

※年末年始を除く

注意事項

①住民票の写しには、住民票コード、マイナンバー、住所や氏名の履歴は記載されません。(一つ前の住所は記載されます)

②除かれた住民票(除票)は取得できません。

③間違えて発行した証明書の交換・返金はできません。

その他

コンビニ交付の証明書は、役場窓口で発行する用紙と異

なりませんが、両面に高度な改ざん防止処理がされています。

問 住民課住民班

☎(84)1214

問 税務課住民税班

☎(84)1212

個人事業税は納期限までに納めましょう

個人事業税(第2期分)の納期限は、11月30日(水)です。納付書は11月中旬に送付されますので、期限までに納めましょう。

納付方法のご案内

納付には金融機関窓口やコンビニエンスストアのほか、インターネットを利用したクレジットカード納付、スマートフォンアプリ「モバイルレジ」や「PayPay」などが利用でき、いつでも納付が可能です。また、事前登録により口座振替が利用できます。

なお、個人事業税の納税でお悩みの方は、東金県税事務所へご相談ください。

問 東金県税事務所

☎0475(54)0223